

番号	1
項目	子どもたちの健在な成長と教育を守るために、教育委員会の賢明なご判断をお願い申し上げます。
(回答) 教科書採択における調査の観点や選定の基準につきましては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画などに基づいて作成されております。日本国憲法や教育基本法、大阪市教育振興基本計画などに則り、人権尊重、ジェンダー平等、多様性の尊重、子どもの内心の自由を守ることについての配慮も含まれるものと考えます。 また、大阪府教育委員会からの通知「令和7年度 使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」において、教科用図書の採択は、児童・生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科用図書を決定する重要な行為であることから、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえたうえで、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われる必要がある。そのため、教科用図書の採択に際しては、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等外部からのあらゆる働きかけに影響されることなく、自主的な調査研究等により公正かつ適正に行うこととされています。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9186

番号	2
項目	歴史・公民は以下の2社の教科書を採択を要望します。 ○自由社「新しい歴史教科書」「新しい公民教科書」 ○育鵬社「新しい日本史」「新しいみんなの公民教科書」
(回答) 教科書採択における調査の観点や選定の基準につきましては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画などに基づいて、作成されております。日本国憲法や教育基本法、大阪市教育振興基本計画などに則り、個人としての尊厳を重んじ、尊重するような配慮、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことについての配慮が含まれるものと考えます。 また、文部科学省の通知において、「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」とされていることから、文部科学省の検定を経たすべての教科書の中から、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正な採択となるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9186